

令和7年度生物多様性保全推進支援事業公募要領

本要領は、令和7年度生物多様性保全推進支援事業の公募手続き等を定めたものです。

公募の対象事業、対象者、対象経費及び交付率等の各種要件や、応募書類の提出方法等の重要事項が記載されていますので、応募にあたっては必ず最後まで精読されるようお願いします。

応募にあたって疑義等がある場合は、十分な時間的余裕をもって、あらかじめ下記までお問合せください。

また、本事業に採択された場合には別途通知する令和7年度生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に従い、交付手続きを行っていただきますようお願いします。

＜お問合せ先＞

■ 交付金の要件・書類の作成・その他手続き全般に関するご相談

株式会社マイファーム

お問合せフォーム：<https://tayori.com/f/biodiversity-inquiry/>

TEL：050-5527-2841（平日 10:00～16:00）

■ 個別の事業内容に関するご相談

環境省地方環境事務所等 連絡先詳細はP. 18～19 を御参照ください

目 次

1. 事業の目的	1
2. 事業の概要	1
3. 公募対象事業	1
4. 公募対象者	3
5. 交付対象経費及び交付率等	6
6. 交付対象期間	8
7. 採択の方法及び結果の通知等	8
8. 応募書類及び提出方法	9
9. 採択後の手続き等（概要）	11
10. その他留意事項	12
11. スケジュール（予定）	12
12. 手続等の流れ	13
別表（審査基準関係）	14
事前相談先一覧	18

1. 事業の目的

地域における生物多様性の保全再生に資する取組等に必要な経費の一部を国が交付することにより、地域における先行的・効率的な活動を支援し、国土全体の生物多様性の保全再生を着実に進めることにより自然共生社会づくりを推進する。

2. 事業の概要

交付対象事業（１）～（６）

地域における生物多様性の保全再生に資する取組等のうち、下記３．の交付対象事業（１）～（６）に合致すると環境省が認めた一定の要件を満たす事業に対して、必要な経費の一部を国が交付する。

3. 公募対象事業

国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業であり、次の（１）～（６）に掲げる各交付対象事業のうち、いずれかに該当するものを対象とする。

間接交付対象事業	間接交付対象事業の内容
（１）生物多様性増進活動 基盤整備 ① 増進活動実施計画等の 作成に関する取組 ② 地域生物多様性増進活 動支援センターの設置・ 運営に関する取組	① 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律 （以下「地域生物多様性増進法」という。）に基づく増進活動実施計画及 び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 地域生物多様性増進法に基づく地域生物多様性増進活動支援センターの 設置又は運営に係る体制の構築並びに同センターが実施する、地域・民間 に対する連携のあっせん（企業と地域・NPO 法人等とのマッチングを含む 。）、専門家の紹介等の取組
（２）生物多様性増進活動 実施強化	地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画及び連携増進活動実施計 画の計画区域又は「自然共生サイト」認定実施要領（令和５年３月２７日環 自計発第 2303272 号）第２条に基づく自然共生サイト（以下「自然共生サ イト」という。）における管理手法の改善や横展開も見据えた生物調査等 の活動内容の向上のための取組
（３）重要生物多様性保護 地域等保全再生	以下の区域における生物の生息環境の保全再生のための事業 ・ 自然公園法に基づく国立公園又は国定公園 ・ 自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域 ・ 鳥獣保護管理法に基づく国指定鳥獣保護区 ・ 自然再生推進法に基づく自然再生事業実施計画区域 ・ ラムサール条約に基づくラムサール条約湿地 ・ 世界遺産条約に基づく世界自然遺産 ・ ユネスコの人間と生物圏（MAB）計画に基づくユネスコエコパーク ・ 自然共生サイト（令和６年度までに採択された事業に限る）

(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	種の保存法に基づく国内希少野生動植物種※について、動植物園等が実施する種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組 ※特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種を含む
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	種の保存法に基づく国内希少野生動植物種※について、地方公共団体や特定非営利活動法人、民間事業者等が主体的に実施する生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査、保全計画策定等の生息域内保全のための取組 ※特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種を含む
(6) 里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、モニタリングサイト 1000 里地調査対象地、重要湿地、特定植物群落、国立・国定公園普通地域、自然共生サイト、増進活動実施計画の計画区域の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動

ただし、(1)～(5)については次の①～③、(6)については①及び③に該当する場合は、交付金の対象とならない。

- ① 地方公共団体以外の機関、団体等からの委託、補助、助成等を受けることとなる事業（他の助成金等と本事業による交付金の充当範囲が明確に分離できる場合を除く）
- ② 収益を目的とした事業
- ③ 宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業

4. 公募対象者

公募の対象者は、次に示す交付対象事業ごとに定められた交付対象事業者のとおりとする。

間接交付対象事業	間接交付対象事業者
(1) 生物多様性増進活動基盤整備 ① 増進活動実施計画等の作成に関する取組 ② 地域生物多様性増進活動支援センターの設置・運営に関する取組	① 地方公共団体、民間事業者（法人に限る）、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人又は法人格を有しない団体であつて自然環境局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。） （地方公共団体以外の者が間接交付事業者である場合は、地方環境事務所長又は自然環境事務所長が事前に適切な活動であるとして確認したものに限る。） ② 地域生物多様性増進法に基づく地域生物多様性増進活動支援センターの設置者又は管理者、同センターの設置を予定している地方公共団体
(2) 生物多様性増進活動実施強化	地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の活動主体及びこれに類する者
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生	地域生物多様性協議会 ^{※1} （地方公共団体等 ^{※2} と、その他の主体で構成）
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設（野生動植物の生きている個体の販売若しくは貸出し又は飲食物の提供を主たる目的とするものを除く。）の設置者又は管理者 ^{※3}
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	地方公共団体、民間事業者（法人に限る）、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人又は特認団体 （地方公共団体以外の者が応募者である場合は、地方環境事務所長又は自然環境事務所長が事前に適切な活動であるとして確認したものに限る。）
(6) 里山未来拠点形成支援	里山未来拠点協議会 ^{※4} （地方公共団体等 ^{※2} とその他の主体で構成）

※1 地域生物多様性協議会（以下「地域協議会」という。）については、アからウの要件をすべて満たしていること。

ア 組織構成

原則として、2以上の主体から構成されるものとし、会員に活動等を実施する地域の地方公共団体等が含まれていること。ただし、国の機関は地域協議会の会員に含まれないものとする。

イ 地方公共団体等^{※2}の関与

地方公共団体等が地域協議会の事務局の一部を構成していること及び地方公共団体等の職員1名以上が当該協議会の会計処理において責任のある立場にあること。

なお、環境大臣による交付決定の取消しにより、交付金の全部又は一部について地域協議会が返還を求められた場合には、当該地方公共団体等もその返還の責任を負うものとする。

ウ 規程等の整備

地域協議会の意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法及び責任者、公印等の管理及び使用方法並びに責任者、内部監査の方法等が、地域協議会の設置規約及び会計処理規程等において適切に定められていること。

なお、応募申請の時点において地域協議会が未設立である場合は、交付申請までにアからウの要件をすべて満たす地域協議会を設立することを条件に、当該協議会の事務局を担う予定の地方公共団体等が代理して応募申請を行ってよいものとする。

※2 地方公共団体（都道府県、市町村及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区をいう。）又はその他の団体であって、それに代わる者として環境省自然環境局長が承認した者とする。なお、上記団体の承認は、当該団体等の定款又は規約、財務状況、活動状況等に基づき審査を行った上で行うものとする。

※3 設置又は管理運営を行う地方公共団体、民間事業者（法人に限る）、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人又は地方独立行政法人とする。

※4 里山未来拠点協議会（以下「里山協議会」という。）については、アからウの要件をすべて満たしていること。

ア 組織構成

原則として、2以上の主体から構成されるものとし、会員に活動等を実施する地域の地方公共団体を含み、国立大学法人、公立大学法人、学校法人又は生物科学の学会員等の生物学に知見のある団体・有識者から継続的に助言を得られる体制を有していること。ただし、国の機関は里山協議会の会員に含まれないものとする。

イ 地方公共団体等^{※2}の関与

地方公共団体等が里山協議会の事務局の一部を構成していること及び地方公共団体等の職員1名以上が当該協議会の会計処理において責任のある立場にあること。

なお、環境大臣による交付決定の取消しにより、交付金の全部又は一部について里山協議会が返還を求められた場合には、地方公共団体等もその返還の責任を負うものとする。

ウ 規約等の整備

里山協議会としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法及び責任者、公印の管理及び使用方法並びに責任者、内部監査の方法等について、里山協議会の運営に係る規約等が定められていること。

なお、応募申請の時点において里山協議会が未設立である場合は、交付申請までにアからウの要件をすべて満たす里山協議会を設立することを条件に、当該協議会の事務局を担う予定の地方公共団体等が代理して応募申請を行ってよいものとする。

5. 交付対象経費及び交付率等

交付金を充てることのできる割合及び交付対象経費及び交付率は次のとおりとする。ただし、当該区分に係る実支出額が環境大臣の定める基準額より少ない場合は、その実支出額とする。

間接交付対象事業	交付率	間接交付対象経費	基準額
(1) 生物多様性増進活動基盤整備 ① 増進活動実施計画等の作成に関する取組 ② 地域生物多様性増進活動支援センターの設置・運営に関する取組	1 / 2 以内	間接交付金事業を行うために必要な諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費、資材購入費、無償労務費、その他	大臣が承認した額
(2) 生物多様性増進活動実施強化	定額（1 件あたり 150 万円を上限とする） ※ 地域生物多様性増進法に基づく生物多様性維持協定を締結している場合は 250 万円を上限とする		
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生	1 / 2 以内		
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	定額（1 種につき 200 万円を上限とする）	間接交付金事業を行うために必要な諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費、資材購入費、その他	
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	定額（1 件につき 150 万円を上限とする） ※ 保全計画策定を含む場合は初年度に限り 250 万円を上限とする		
(6) 里山未来拠点形成支援	1 / 2 以内 ※ 令和 6 年度までに採択された事業であって他のモデルケースになる事業に限り 3 / 4 以内とする		

※ 定額で記載されている金額は、単年度毎の上限

また、交付対象となる各経費区分の内容については、次のとおりとする。

経費区分	内 容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金に要する経費をいう。
2 旅費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当及び宿泊に要する経費をいう。
3 備品費	概ね単価5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。
4 消耗品費	概ね単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
5 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
6 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
7 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利支払い等に要する経費をいう。
8 会議費	会議、作業等の際の茶菓等の提供に要する経費をいう。
9 賃金等	日々雇用者に対する賃金のほか、地方公共団体の会計年度任用職員に支給する報酬、給与、期末手当の支払いに要する費用をいう。
10 雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務※ ¹ の対価として支払う経費をいう。
11 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事※ ² 請負費を含む。）をいう。
12 無償労務費	事業計画に位置づけられた活動であって、満16歳以上の者の行う活動に係る無償労務の延べ時間人数に、最低賃金法に基づき定められる地域別最低賃金を乗じて得られた金額をいう。ただし、全体事業費の3割を超えないものとする。
13 その他※ ³	その他事業に必要な経費で、環境省自然環境局長が承認した経費。

※1 道路・建築物等の恒久的な施設整備に係る設計、施工及び維持管理等に係るものは対象外。

※2 概ね人力や軽機材によって施工可能な軽易・仮設的な工作物の設置をいう。

※3 実質的に経費区分1～12のいずれかに合致する経費については、本経費区分を充てず、経費区分1～12のそれぞれによって計上すること。

6. 交付対象期間

交付対象となる事業の期間は、交付対象事業ごとに、次のとおりとする。

なお、交付金の支援を行う事業は、当初から複数年度を予定しているものであっても、単年度毎に採択となる（令和7年度の交付金の対象期間は、交付決定の日から令和8年2月28日まで）。また、初年度の事業採択が、その翌年度以降の事業採択を約束するものではない。

交付対象事業	事業期間
(1) 生物多様性増進活動基盤整備 (2) 生物多様性増進活動実施強化 (3) 重要生物多様性保護地域等保全再生 (6) 里山未来拠点形成支援	原則2年間以内とする。ただし、2年目が終了する時点において、地域における活動体制の更なる強化や、事業効果の著しい増進が見込まれる等、継続の必要が高いと認められる場合は、1年間に限って事業期間を延伸することができる。
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全 (5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	原則3年間以内とする。

7. 採択の方法及び結果の通知等

(1) 採択の方法

応募書類の記載内容をもとに、事業要件への該否等を確認のうえで書類選考を行い、別表に示す基準に沿って審査し、環境省と協議のうえ、予算の状況等も踏まえて採択事業を選定する。当該審査に当たっては、必要に応じてヒアリングの実施や追加資料の作成・提出等を応募申請者に求める場合がある。

なお、事業内容や予算の状況等によっては、不採択に加え、一定の条件を伴う採択や、要望額に満たない交付額を前提とした採択となる場合がある。

(2) 結果の通知及び公表

採択事業が決定したのち速やかに、株式会社マイファームから各応募申請者あてに、当該審査結果を記載した内示通知書を送付する。

なお、採択した事業については、事業名、応募申請者（団体）名及び事業実施予定期間を環境省及び株式会社マイファームウェブサイトにおいて公表する。また、採択した事業の概要についても、当該事業の実施及び生物多様性保全上の支障とならない範囲で、環境省ウェブサイト等において公表する場合がある。

8. 応募書類及び提出方法

(1) 応募書類

応募にあたり、提出を要する書類は下記のとおりとする。様式1～3は、代表印等を不要とする。

なお、下記に限らず、応募内容等の説明に他の資料を要する場合は、適宜添付すること。

また、応募書類の作成後、チェックシートにて不足がないか確認し、あわせて提出すること。

交付対象事業	提出様式		添付書類等
	令和7年度 に新規採択 を希望する 事業者	令和5・6年 度に採択され 継続を希望す る事業者	
(1) 生物多様性増進活動基盤整備	様式1 様式2※1 様式3※2	様式1 様式2※1	
① 増進活動実施計画等の作成に関する取組			
② 地域生物多様性増進活動支援センターの設置・運営に関する取組	様式1 様式2※1	様式1 様式2※1	
(2) 生物多様性増進活動実施強化	様式1 様式2※1	様式1 様式2※1	
(3) 重要生物多様性保護地域等 保全再生	様式1 様式2※1	様式1 様式2※1	・地域協議会規約等※3 ・当該事業の実施区域及び、保護地域等との位置関係を示した図面(両区域の全体が把握できるよう、縮尺や図幅を調整したもの)
(4) 国内希少野生動植物種生息 域外保全	様式1 様式2※1	様式1 様式2※1	
(5) 国内希少野生動植物種生息 域内保全	様式1 様式2※1 様式3※2	様式1 様式2※1	
(6) 里山未来拠点形成支援	様式1 様式2※1	様式1 様式2※1	里山協議会規約等※3

※1 応募申請書様式2について

・採択事業の紹介等のため、環境省ウェブサイト等で公開されることがあるので、公開できない情報を記載しないよう留意すること。

※2 地方公共団体以外の者が応募申請者である場合

応募申請を行う前に当該事業の実施区域に係る地方環境事務所等と事前に調整し、様式3による確認文書をP18「応募申請書の事前確認先」の地方環境事務所等の長から取得の上、応募申請書と併せて提出すること。

また、法人格を有さない団体が応募申請者である場合は、上記に加え、当該団体の定款等、財務状況を示す資料及び活動状況を示す資料を提出すること。

※3 地域協議会及び里山協議会が応募申請者である場合

- ・当該協議会の設置規約（協議会規約等）、会計処理規程及び会員名簿を提出すること。

なお、応募申請時点において当該協議会が未設置である場合は要件を満たすことが確認できる資料（規約案等）を提出し、交付申請までに当該協議会を設置するとともに、これらの文書を提出することとする。

- ・当該協議会の事務局運営及び会計処理に地方公共団体が関与しない予定である場合は、上記に加え、事務局運営及び会計処理を主担する予定の団体の定款、寄付行為、又は設置規程等、財務状況を示す資料及び活動状況を示す資料を提出すること。

(2) 提出方法応募書類の電子ファイルを下記のとおり送付すること。

1) 電子ファイル提出先

biodiversity-enter@myfarm.co.jp（株式会社マイファーム）

※ 応募書類の電子メール受信後、3営業日以内に株式会社マイファームから受信確認のメールをお送りします。返信がない場合は、受信できていない可能性がありますので、以下のお問合せフォームまで御連絡ください。

お問合せフォーム：<https://tayori.com/f/biodiversity-inquiry/>

2) メールの件名

令和7年度支援事業応募申請（応募申請者名）

3) 電子ファイルの形式

(a)～(d)を送付すること。なお、データが大容量になる場合は、ファイルサイズの圧縮に配慮すること。

(a)様式1 Excel 形式データ

(b)様式2 PowerPoint 形式データ

(c)様式3 PDF 形式データ ※該当がある場合のみ

(d) (1) 応募書類「添付書類等」のPDF 形式データ ※該当がある場合のみ

(e)その他必要資料のPDF 形式データ

(3) その他

- 1) 申請内容が3.間接公募対象事業又は4.間接公募対象者で定めた要件に合致しない場合は、当該応募申請を無効とする。

2) 申請内容に対する疑義照会や、書類の不備に対する補正等に速やかに応じない場合は、当該応募申請を無効とすることがある。

3) 応募申請書の提出後に当該申請を取り下げる場合は、速やかにその旨を記載した書面を株式会社マイファームに提出すること。

(4) 応募書類の受付期間

令和7年5月22日（木）から令和7年6月23日（月）12時まで

受付期間より後に到着した書類については、応募書類として受け付けない。ただし、当該遅延が次のような場合についてはその限りではない。

1) 株式会社マイファーム側の事情に起因する場合

2) 自然災害等の応募申請者の責に因らない事由に起因するもので、かつ審査・採択事務のスケジュール上許容できる場合

9. 採択後の手続き等（概要）

(1) 交付申請書の提出

交付金事業の実施に先立って、交付決定を受ける必要がある。採択の通知を受けた者は、原則として当該通知があった日から30日以内に交付申請書（交付規程別記様式第1）を提出し、交付決定の手続きを開始すること。交付決定を受ける前に実施（契約、物品購入等含む）した事業は、交付金の交付対象とはならないので留意されたい。

なお、採択後に事業の実施を断念し、交付申請を行わないこととした場合は、速やかにその旨を記載した書面を株式会社マイファームに提出すること。

(2) 交付決定前着手届の提出

交付決定の前に実施する事業は、原則として交付金の交付対象とはならないが、交付規程第10条に基づいて、あらかじめ交付決定前着手届（交付規程別記様式第7）を提出した場合は、その限りではない。ただし、当該届の提出にあたっては、事業着手前に株式会社マイファームと調整を図る必要がある。なお、理由等の如何によっては、当該届が認められないことがある。

(3) 実績報告書及び精算払請求書の提出

間接交付事業者は、間接交付金事業が完了したのち、事業の成果や経費の執行実績を記載した実績報告書（交付規程別記様式第12）を提出する。株式会社マイファームは当該報告書を審査したうえで、交付額として認められた額を間接交付事業者に通知するので、間接交付事業者はこれに沿って精算払請求書（交付規程別記様式第14）を提出する。交付金は当該請求書の提出後に支払われる。

(4) 概算払請求書の提出

精算払に依りがたい場合については、交付決定の後に、株式会社マイファームと調整したうえで、概算払請求書（交付規程別記様式第14）を提出し、概算払を受けることができる。

(5) 事業計画の変更承認申請書等の提出

交付決定の後に事業計画又は費目間の経費分配を変更する場合は交付規程別記様式第8により、間接交付金事業を中止又は廃止する場合は交付規程別記様式第9より、あらかじめその承認に係る申請書を提出し、承認を受ける必要がある。また、事業計画の変更等に伴い間接交付対象経費が変更される場合は、変更交付申請書（交付規程別記様式第2号）を提出し、変更交付決定を受ける必要がある。

（6）交付決定の取消

交付金を交付金事業以外の用途に用いる等、不正その他不適当な行為を行った場合等にあつては、交付決定を取消し、交付金を支払わないこと又は支払い済みの交付金の返還を求めることがある。

10. その他留意事項

応募にあたっては、本要領の他、以下に示す関連資料を参照し、所要の手続き及び基本的な事務等について確認すること。

- ・生物多様性保全推進支援事業応募申請書記載例
(https://myfarm.co.jp/news/r7nen_seibutsutayoueseihozenjigyou/)
- ・生物多様性保全推進支援事業に関する Q&A
(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/R7_q&a.pdf)
- ・環境省所管の補助金等に係る事務処理手引
(http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotasu/2804_160323set.pdf)

11. スケジュール(予定)

- 5月22日 : 公募
- 6月23日 : 応募申請書提出締切
内容確認・審査開始
- 7月中旬頃 : 採択事業の内示・公表

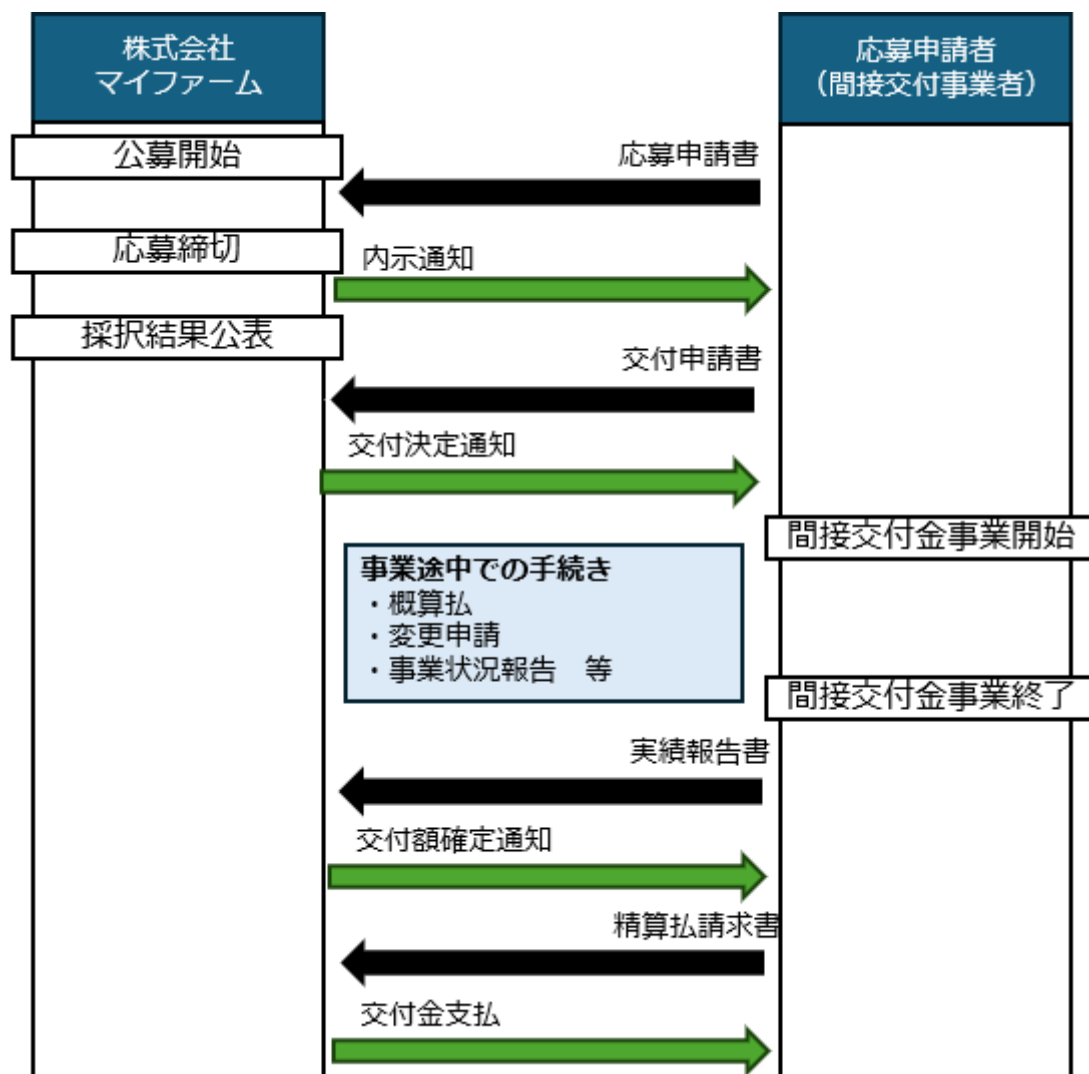
※ 審査及び採択事業の決定に要する期間は、応募申請の提出締切から2か月程度を見込むが、応募件数等によって変動する可能性がある。

※ 内示後、交付決定の手続きが行われた後、事業開始が可能となる。（交付申請書提出後およそ1か月程度の見込み）

12. 手続等の流れ

基本的な手続の流れは下図のとおりである。

※ 交付決定を受ける前に実施した事業は、交付金の交付対象とはなりません。



別表（審査基準関係）

交付対象事業（１）～（５）の審査基準関係

項目	交付対象事業	加点要素	評価される応募申請書 (様式１)の記載箇所
<u>1. 環境省主要施策との関連</u>	(１) ～ (５)	①間接交付金事業の実施地域に係る地方公共団体が、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略、地域生物多様性増進法に基づく連携増進活動実施計画又は地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（以下「地域自然資産法」という。）に基づく地域計画を策定しており、これらの計画に基づいた活動が実施されること。	項目 19.
	(１) ～ (５)	②間接交付金事業の実施地域において地域生物多様性増進法に基づく地域生物多様性増進活動支援センターが設置されており、当該センターの支援による多様な主体の連携が図られていること。	項目 20.
	(１) ～ (５)	③間接交付金事業の実施地域において自然再生推進法に基づく自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画が策定されており、関連した活動が実施されていること。	項目 19.
	(４)	④種の保存法に基づく認定を受けた動植物園等が事業実施者であること。	項目 19.
	(４) (５)	⑤種の保存法に基づく確認又は認定を受けた保護増殖事業として実施する活動であること。	項目 19.
	(４) (５)	⑥環境省や地方公共団体との協定など、公的な位置づけのある活動であること。	項目 18.
	(５)	⑦種の保存法に基づく生息地等保護区（条例による類似の制度を含む）における活動が含まれていること。	項目 9.
	(４) 以外 全て	⑧第6次環境基本計画に位置づけられたグリーンインフラ ^{*1} やEco-DRR ^{*2} の考えに基づいた取組が行われ、その取組状況や多様な効果を広く普及する活動が含まれていること。	項目 6. 項目 9.
	(１) ～ (５)	⑨その他の生物多様性の保全に関する法律に基づく計画等 ^{*3} に基づいた活動であること。	項目 19.
	(１) ～ (５)	⑩申請者又は申請協議会事務局が、「生物多様性のための30by30 アライアンス」の参加者であること。	項目 22.
	(３) ～ (５)	⑪地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画に認定されている又は申請を予定している区域の管理に資する活動であること。	項目 23.
	(１) ～ (３)	⑫間接交付金事業の実施にあたり、CO2 排出係数の低い電力、CO2 排出量の少ない車両や機器、バイオマス燃料の使用他、CO2 排出量の削減に資する取組が実施されること。	項目 7.

<u>2. 実施の 確実性及び 活動の効果</u>	(1) ~ (5)	①活動対象地域の現状や問題点を具体的かつ十分に把握していること。	項目 12.
		②活動の生物多様性保全上の目的が明確であり、当該目的に対して適切な評価指標が設定され、その数値目標が適切に設定されていること。	項目 13.
		③活動の目的及び上記で設定した目標を達成する手段が明確になっていること。	項目 7. 項目 10.
		④事業費が活動内容及び期待される効果等に照らして、適切であること。	項目 10. 項目 11. 項目 13. 別紙 2
<u>3. 活動の広 範性</u>	(1) ~ (5)	①取組内容に先進性、モデル性が認められ、その成果が全国的に波及することが期待されること。	項目 7. 項目 12.
	(5)	②複数の国内希少野生動植物種を対象とした活動であること。	項目 6.
<u>4. 活動の継 続性及び発 展性</u>	(1) ~ (5)	①間接交付金事業終了後においても、活動実施体制の維持や一定の予算措置が予定されているなど、活動の継続性が高いと見込まれること。	項目 14.
		②地域に根ざした団体であること、又は地域の団体や個人から継続的に協力を得られる見込みがあること。	項目 7. 項目 14.
<u>5. 活動の必 要性</u>	(1)(2) (5)	①生物多様性保全上重要な地域（重要里地里山 ^{※4} 、重要湿地 ^{※5} 、重要海域 ^{※6} 、特定植物群落 ^{※7} 等）、自然共生サイト、増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の計画区域における活動が含まれていること。	項目 21.
	(4)	②国内希少野生動植物種の生息域内保全への貢献に関する具体的な内容が含まれていること。	項目 13.
	(4) (5)	③保全対策の緊急性や対策の実施状況を鑑み、特に保全を進めることが望ましい国内希少野生動植物種であること。	全国的な生息・ 生育状況や種の特 性、対策実施 状況等を踏まえ 評価

交付対象事業（６）の審査基準関係

項目	加点要素	評価される応募申請書 (様式１)の記載箇所
<u>１．生物多様性の保全への貢献</u>	①事業による保全の対象となる生物の生息・生育環境に関する基礎情報が得られること。	項目 15.
	②事業内容が、国および都道府県のレッドリスト・レッドデータブックに記載された動植物種等の地域の生物多様性保全上重要な種の保全に貢献するものであること。	
<u>２．地域の社会・経済解決貢献</u>	①事業対象地域の社会的経済的な現状や問題点を十分に把握しており、その課題の解決に資する事業内容となっていること。	項目 16.
	②活動の目的を達成する手段が明確であり、事業対象地域の自然資源を持続的に活用することにつながるものであること。	
<u>３．環境省主要施策との関係</u>	①全国的にモデルとなるようなものであること。	項目 19.
	②活動内容が 2050 年二酸化炭素実質排出ゼロに貢献するものであること。	
	③第 6 次環境基本計画に位置づけられたグリーンインフラ※ ¹ や Eco-DRR※ ² の考えに基づいた取組が行われ、その取組状況や多様な効果を広く普及する活動が含まれていること。	
	④地方公共団体が、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略、地域生物多様性増進法に基づく連携増進活動計画又は地域自然資産法に基づく地域計画を策定しており、これらの計画の実施に貢献する活動であること。	項目 20.
	⑤自然再生推進法に基づく全体構想及び事業実施計画が策定されており、計画の実施に貢献する活動であること。	
	⑥その他の生物多様性の保全に関する法律に基づく計画等※ ³ に基づいた活動であること。	
	⑦事業対象地域を有する地方公共団体に地域生物多様性増進法に基づく地域生物多様性増進活動支援センターが設置されており、当該センターによる多様な主体の連携が図られること。	項目 22.
	⑧協議会又は事務局が、「生物多様性のための 30by30 アライアンス」の参加者であること。	項目 23.
	⑨地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画に認定されている又は申請を予定している区域の管理に資する活動であること。	
<u>４．活動の広範性、継続性及び発展性</u>	①活動内容に収益性が認められ、地域の社会経済に対する直接的又は間接的な裨益が期待されること。	項目 17.
	②経費が活動内容に対して適切であること。	項目 10. 項目 11. 別紙 2
	③活動の目的に対して適切な評価指標が設定され、その数値目標が適正に設定されていること。	項目 13.
	④活動の継続について見込みを立てており、支援事業終了後も組織として活動を継続する体制があること。	項目 17.
	⑤地域に根ざした団体であること、又は地域の団体や個人から継続的に協力を得られる見込みがあること。	項目 7. 項目 17.

なお、これらの加点要素に該当する実態があったとしても、応募申請書中にその旨の記載がなければ、該当しないものと判断する場合がある。

※1 グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、防災・減災等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めようとする考え方や手法

※2 Eco-DRR

Ecosystem-based Disaster Risk Reduction：生態系を活用した防災・減災

※3 その他の生物多様性の保全に関する法律に基づく計画等は以下のとおり

法律	計画等
自然公園法	生態系維持回復事業計画（第38条）（国定公園のみ） 生態系維持回復事業実施計画（第39、41条）（法に基づく確認・認定の対象となるもの、施行規則第15条の6、9） 風景地保護協定（第43、45条）
自然環境保全法	生態系維持回復事業実施計画（第30条の3関連）（法に基づく確認・認定の対象となるもの、施行規則第30条の4）
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	保護増殖事業計画（第45条）
気候変動適応法	地域気候変動適応計画（第12条）

※4 重要里地里山

環境省が選定した「生物多様性保全上重要な里地里山」のことであり、箇所等については下記から確認できる

<https://www.env.go.jp/nature/satoyama/jyuuyousatoyama.html>

※5 重要湿地

環境省が選定した「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」のことであり、箇所等については下記から確認できる

http://www.env.go.jp/nature/important_wetland/index.html

※6 重要海域

環境省が選定した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」のことであり、箇所等については下記から確認できる

<http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/index.html>

※7 特定植物群落

環境省の自然環境保全基礎調査により選定された、学術上重要な群落や保護を要する群落のことであり、箇所等については下記から確認できる

<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>

事前相談先一覧

・交付金の要件・書類の作成・その他手続き全般に関するご相談 ⇒ 株式会社マイファーム

お問合せフォーム：

<https://tayori.com/f/biodiversity-inquiry/>

TEL：050-5527-2841（平日 10:00～16:00）

・個別の事業内容に関するご相談 ⇒ 以下のいずれか

■北海道

◇北海道地方環境事務所

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階

国立公園課：011-299-1953 野生生物課：011-299-1954

◇釧路自然環境事務所（うち道東地方（オホーツク・釧路・根室（総合）振興局の区域等））

〒085-8639 釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎4F

国立公園課・野生生物課：0154-32-7500

■東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

◇東北地方環境事務所

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F

国立公園課：022-722-2874 野生生物課：022-722-2876

（管轄区域の特例）※

○新潟県に係る磐梯朝日国立公園の区域

○新潟県に係る国指定大鳥朝日鳥獣保護区の区域

■関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県）

◇関東地方環境事務所

〒330-9720 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階

国立公園課：048-600-0816 野生生物課：048-600-0817

（管轄区域の特例）※

○福島県に係る日光国立公園及び尾瀬国立公園の区域

○長野県に係る秩父多摩甲斐国立公園及び南アルプス国立公園の区域

■中部地方

◇中部地方環境事務所（石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県）

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2

国立公園課：052-955-2135 野生生物課：052-955-2139

◇信越自然環境事務所（富山県、長野県）

〒380-0846 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎

国立公園課：026-231-6572 野生生物課：026-231-6573

（管轄区域の特例）※

○群馬県に係る上信越高原国立公園の区域

○新潟県に係る上信越高原国立公園、妙高戸隠連山国立公園及び中部山岳国立公園の区域

○群馬県に係る国指定浅間鳥獣保護区の区域

○岐阜県に係る中部山岳国立公園及び国指定北アルプス鳥獣保護区の区域

■近畿地方（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

◇近畿地方環境事務所

〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号桜ノ宮合同庁舎4階

国立公園課：06-6881-6504 野生生物課：06-6881-6505 環境対策課：06-6881-6503

(管轄区域の特例)※

○三重県に係る吉野熊野国立公園に係る区域

○鳥取県に係る山陰海岸国立公園の区域

○三重県に係る国指定大台山系鳥獣保護区の区域

■中国四国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

◇中国四国地方環境事務所

〒700-0907 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11F

国立公園課：086-223-1586 野生生物課：086-223-1561

■九州地方

◇九州地方環境事務所（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県(奄美群島を除く)）

〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4F

国立公園課：096-322-2412 野生生物課：096-322-2413

◇沖縄奄美自然環境事務所（鹿児島県（うち奄美群島）、沖縄県）

〒900-0022 那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎1F

国立公園課・野生生物課：098-836-6400